

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）（公共）

13,040百万（13,296百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の支援措置の一層の充実・強化を図ることとし、以下のような助成制度の見直しを行うものである。

この他、内閣府に計上している地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）により浄化槽整備を推進

助成率、助成先等 1 / 3、市町村

助成要件の緩和

（1）高度処理型浄化槽の普及促進のための基準額の特例の創設

浄化槽市町村整備推進事業において、高度処理型浄化槽を設置できる地域を高度処理型浄化槽のみで整備する旨を市町村条例などで定めた後、5年間助成する。（高度処理型加算分）

なお、助成内容は次のとおりとする。

通常型浄化槽設置の基準額をもって高度処理型浄化槽を整備する。

高度処理型浄化槽と通常型浄化槽の基準額の差額分を公費で助成する。

（国 11 / 30、市町村 19 / 30）

（2）浄化槽市町村整備推進事業で浄化槽を整備し、「7年以上継続又は累積100戸以上」かつ「市町村設置型整備区域における浄化槽人口普及率70%以上」である場合は、年度内整備戸数要件を撤廃する。

また、年度内整備戸数10戸以上の地域に湖沼水質保全特別措置法の指定地域を加える。

2. 施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。